

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2012 年 7 月中旬から下旬にかけて公布された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[行政法規] ○「国务院の“12 五”国家戦略的新興産業発展計画の印刷・発布に関する通知」（国発〔2012〕28 号、2012 年 7 月 9 日発布・実施） [規則] ○「税法法規・紀律違反行為処分規定」（監察部、人力資源社会保障部、国家税務総局、2012 年 6 月 6 日発布、同年 8 月 1 日） ○「商務部の商業ファクタリング試行の関係業務に関する通知」（商資函〔2012〕419 号、2012 年 6 月 19 日） ○「国家税務総局の納税者の増値税専用發票虚偽発行の税額追徴問題に関する公告」（国家税務総局公告 2012 年第 33 号、2012 年 7 月 9 日公布、同年 8 月 1 日実施） ○「財政部、国家税務総局の『中華人民共和国消費税暫定施行条例実施細則』の関係条項の解釈に関する通知」（財法〔2012〕8 号、2012 年 7 月 13 日発布、同年 9 月 1 日実施） ○「税関業務人員 6 項目禁止令」（税関総署公告 2012 年第 36 号、2012 年 7 月 16 日公布・実施）	2010 年に国务院から“戰略的新興産業”の育成・発展に関する決定が公布されたが、その指定 7 業種（省エネ・環境保護、次世代情報技術、バイオ、先端設備製造、新エネルギー、新素材、新エネルギー自動車）に関する第 12 次 5 カ年計画期間の詳細計画。それぞれ発展目標、行動計画、政策が示されている。また、20 の重大プロジェクトがあげられている。 公務員と税務機関及び税務人員の法規・紀律違反行為とその処分内容を具体的に定めた規定。税務機関と税務人員の税務登記違反もその 1 つで、法定の権限・条件・手続きに違反した場合、責任者を警告または過誤記録処分とし、情状が重大な場合は重大過誤記録、降級または解職処分としている。 天津市と上海市の商務委員会に対し、商業貿易企業の輸出・国内販売支援を目的として、売掛債権の買取りなどを行うファクタリング会社の設立・運営を試験的に行うことを指示したもの。今後、ファクタリングの普及を意図していると見られる。 納税者が増値税専用發票を偽って発行し、發票の金額で増値税を納付していない場合はその金額で追徴し、納付した場合は追徴しないが、いずれも処罰するとしたもの。なお、偽って発行された發票を取得した場合、仕入税額控除は不可としている。 「消費税暫定施行条例」第 7 条の「委託加工の課税消費品を直接販売する場合は、消費税を納付しない」という規定についての解釈を示したもの。委託側が回収した課税商品を受託側の課税価格より安く販売する場合は、直接販売として消費税を納付しないが、高く販売する場合は、消費税を納付し、税額計算の際に受託側が代理徴収納付した消費税を控除としている。 6 項目の禁止事項は、①公務の公正な執行に影響を及ぼす可能性のある接待及びその他の手配された活動への参加を厳禁、②個人が支払うべき費用を業務の相手に請求することを厳禁、③業務相手の財産・物品を受け取ることを厳禁、④事案に干渉することを厳禁、⑤税関の業務上の秘密を漏洩することを厳禁、⑥密輸に参加し、密輸を保護、見て見ぬふりをすることを厳禁。
--	---

（本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。）

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
国際事業本部 海外アドバイザー事業部
池上隆介

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆IMF 中国経済年次報告書を発表

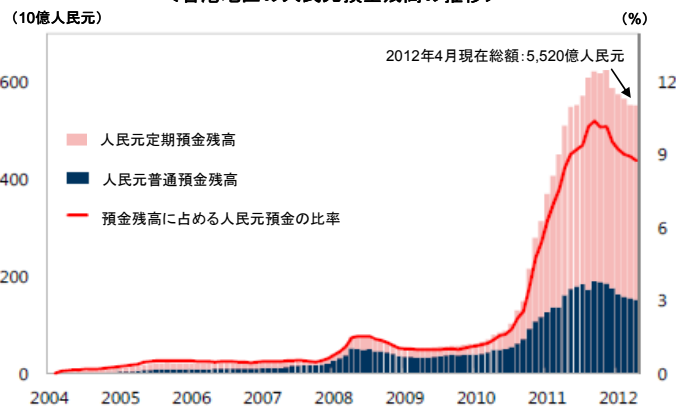
国際通貨基金（IMF）は7月24日、中国経済に関する年次報告書を発表した。中国経済は、グローバル経済の逆風が強まる中、持続的・安定的経済成長への移行を目指す政府のマクロ政策の下でソフトランディングしつつあり、景気減速は今年第2四半期には底を打ち、第3四半期以降再加速が期待できるとした。経済成長率は、2012年が8.0%、2013年が8.5%に、インフレ率は、2012年が3.0%~3.5%、2013年が2.5%~3.0%に落ち着くと予測を示した。一方、国外では、欧州債務危機の深刻化が大きな懸念材料としてあり、国内では、2008年のグローバル金融危機の際の大規模な景気刺激策がもたらした過度な投資とそれに伴う生産過剰、地方政府の不良債権増大等の副作用が残っており、さらに、景気の下振れリスク、不動産市場の行き過ぎた引き締めリスクがあることも見落としてはならないと指摘した。これらのリスクに対し、中国政府には十分な政策調整の余地があるものの、投資より消費を中心とする財政支援政策の発動が望ましいと指摘。加えて、不動産産業の健全な発展を維持する為に、短期的には、低所得者向け住宅整備の加速、初購入・自己居住用購入・低所得者に対する購入制限の緩和、中期的には、個人資金の投資方式の多様化、不動産所有税の導入等の抜本的な措置が必要とした。また、人民元の国際化について、①貿易決済に占める人民元決済の比率が上昇している、②香港における人民元決済の拡大が著しい、③二国間の個別協定の締結による人民元利用を推進している、④人民元オフショア市場が香港以外の世界の金融センターへ拡大している、との4つの特徴を挙げた。

＜クロスボーダー人民元貿易決済の推移＞



（出所）IMF「2012 ARTICLE IV REPORT (PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA)」

＜香港地区の人民元預金残高の推移＞



（出所）IMF「2012 ARTICLE IV REPORT (PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA)」

◆増値税制度改革 8月1日より新たに10地域で試行開始

7月25日に開催された国務院常務会議で、これまで上海市における交通運輸業と一部の現代サービス業を対象に行ってきた営業税と増値税を一本化する増値税制度改革の試行を、8月1日より年末にかけて、新たに北京市、天津市、浙江省、安徽省、福建省、湖北省、広東省、厦門市、深圳市の10地域に順次拡大することを決定した。また、来年はさらに試行地域と対象業種を増やし、全国的に展開していくとしている。営業税と増値税は中国の二大基幹税で、営業税は主にサービスの提供に対して、増値税はモノの販売等に対して課される。営業税の税率は3%~5%と、増値税の17%に比べ低いが、増値税は仕入れ控除が適用されるのに対し、営業税には適用されない為、取引形態によっては営業税と増値税の二重課税が発生し、サービス産業発展の阻害要因となっていた。そこで、今年1月1日より上海市で営業税を増値税に切り替える改革が試行されることとなった。改革では、増値税の税率として、標準税率の17%と低税率の13%の他に11%と6%の税率が新設されている。なお、上海市の試行では、試行開始から6ヶ月を経て、9割の企業で税負担が軽減されたという。

【産業】

◆2012年自動車販売 2,000万台到達か

中国自動車工業協会は、26日に発表した「2012年自動車市場動向分析と市場予測報告」の中で、下半期のマクロ経済が上向き、経済成長のスピードが回復すれば、2012年通年の自動車販売台数は前年比+8%の2,000万台に到達するだろうとの見通しを示した。車種別では、乗用車の販売台数が前年比+11.1%の1,609万台に上る見込みで、うち、基本型乗用車が1,118万台（同+10.5%）、SUV（スポーツ型多目的車）が207万台（+30.0%）、MPV（多目的車）が56万台（+13.0%）、その他乗用車が228万台（+1.0%）と、SUVの高い伸びを予想している。一方、商用車はトラック類の販売の落ち込みを受け、前年比3.0%減の391万台と、マイナス成長となる見通し。なお、2008年以降の販売台数の推移を見ると、2008年は938万台（前年比+6.7%）、2009年1,364万台（同+46.2%）、2010年1,806万台（同+32.4%）、2011年1,851万台（同+2.5%）、2012年上半期960万台（同+2.9%）と、伸び率は鈍化しつつあるものの、一貫して増加傾向にある。

◆販売台数の少ない自動車メーカー淘汰へ

工業情報化部は、7月12日、「自動車業界における整理淘汰体制の構築に関する通知」を発表し、自動車、二輪車メーカーのうち、販売台数が2年連続でゼロ、もしくは極めて少ない※メーカーに対し、2年間の特別監督管理を行うと定めた。管理対象となったメーカーは、この期間内に経営改善が求められる。また、同期間中の新車の生産許可申請を受理しないとしている。同部によると、現在、中国には1,300余りの車両生産メーカーが存在し、うち、完成車メーカーが171社、二輪車120社、専用車900数社、三輪車・低速貨物車が135社に上る等、メーカーの乱立が目立つ。更に、一部メーカーについては、生産台数が極端に少ない、品質保証が万全でない等の問題が指摘されているが、業界の管理体制が未整備であるため、斯かる問題を抱えるメーカーでも生産活動が可能となっている。今回の通知は、こうしたメーカーを整理淘汰する体制を構築し、自動車業界の安定成長の促進、産業のグレードアップの実現を図るのが狙い。

※：乗用車；1,000台未満、大型・中型バス；50台未満、小型バス；100台未満、大型・中型トラック；50台未満、小型トラック；500台未満、運送用等の専用車；100台未満、二輪車；1,000台未満。

【貿易・投資】

◆税関総署 8月より一部税関で通関業務ペーパーレス化改革を試行

税関総署は26日、8月1日より12都市の税関で通関業務のペーパーレス化改革を試行することを明らかにした。商品の分類、原産地等に基づいて、税関の管理上リスクが低いと見なされる貨物に対し、企業の申告から税関の審査・許可までの一連の通関手続きを、従来の紙ベースから電子媒体に変更することで、通関効率の向上、通関コストの低減、税関の監督管理機能の強化を実現することが狙い。試行対象となる税関は、北京、天津、上海、南京、寧波、杭州、福州、青島、広州、深圳、拱北、黄埔で、これらの税関の貿易取扱量は全国の約8割を占めているという。また、試行企業として、税関企業分類のAA類、A類企業の中から、各税関が独自に対象企業を選定することとなっている。同署は、今後3年間の試行期間を経て、2015年より全国での通関業務ペーパーレス化を実現するという。

人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2012.7.23	6.3874	6.3823~6.3889	6.3864	0.0129	8.1830	0.0725	0.82330	0.0015	7.7295	-0.0890	3.5700	2242.42	-28.57
2012.7.24	6.3900	6.3827~6.3930	6.3858	-0.0006	8.1716	-0.0114	0.82313	-0.0002	7.7356	0.0061	3.3800	2247.87	5.45
2012.7.25	6.3941	6.3880~6.3967	6.3885	0.0027	8.1632	-0.0084	0.82342	0.0003	7.7387	0.0031	3.3500	2237.40	-10.47
2012.7.26	6.3846	6.3816~6.3866	6.3841	-0.0044	8.1682	0.0050	0.82298	-0.0004	7.7450	0.0063	3.3800	2226.74	-10.66
2012.7.27	6.3790	6.3762~6.3811	6.3807	-0.0034	8.1576	-0.0106	0.82244	-0.0005	7.8267	0.0817	3.2000	2229.65	2.91

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトルック

中国人民元は、週央にかけてユーロの軟化に連れ6.3967まで下落したが、週末にかけては上昇する展開となった。25日の対米ドル基準値が2011年11月以来の元安水準となる6.3429に設定された。変動幅拡大以来初めて6.4台に下落することを許容した。IMFは24日、中国に対する年次審査報告書を公表した。人民元について「大幅に過小評価されている」から「やや過小評価されている」に変更し、中国当局による人民元の変動幅拡大などの改革も評価した。一方、経済については大きな下振れリスクに直面しているとの認識を示した。なお、同日発表されたHSBC発表の7月製造業PMIは生産指数が景気の分岐となる50を超えたものの、雇用指数は2009年3月以来の低水準となった。今週もユーロの反発に連れて一時的に値を戻す場面もあろうが、そもそも人民元高の圧力が弱まっており、上値は重いだろう。(7月30日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットサーチ)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。